明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**三）　二

○独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（**環境**一〇）　二

〔告　示〕

○在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件（**出入国在留管理庁**一）　二

○レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**外務**八五）　三

○東ティモール民主共和国における民主的ガバナンス支援のための国営放送施設整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**八六）　三

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**八七）　三

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（**同**八八）　三

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**八九）　三

○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九〇）　三

○ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九一）　三

○新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九二）　三

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九三）　四

○チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九四）　四

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九五）　四

○農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五九九）　五

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**二一一、二一二）　五

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**二一三、二一四）　六

○信号符字を点附した件（**同**二一五）　七

○信号符字を取り消した件（**同**二一六）　七

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**二一七）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**二一八）　八

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**六五～六七）　八

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**六八～七〇）　八

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**同**七一、七二）　九

○海上における射撃訓練を実施する件（**同**七三）　九

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所　九

〔人事異動〕

産　業

日本産業規格（経済産業省・国土交通省、国土交通省）　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔官庁報告〕　一一

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二

会社その他

省　令

○農林水産省・国土交通省令第三号

市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十八条第三項の規定に基づき、市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令

市民農園整備促進法施行規則（平成二年農林水産省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（測量又は検査の通知） **第七条**　（略） 2　法第六条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間前項に掲げる事項を掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。	（測量又は検査の通知） **第七条**　（略） 2　法第六条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間前項に掲げる事項を掲示してしなければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○環境省令第十号

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

環境大臣　伊藤**信**太郎

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十　（略）
十一　機構法第十条第一項第十一号に規定する情報の整理、分析及び提供に関する事項 十二　機構法第十条第一項第十二号に規定する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修に関する事項 十三～十六　（略）	（新規） 十一～十四　（略）
2　（略） （区分経理等） **第十二条**　（略） 2　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。 一　（略） 二　基金勘定 イ～ハ　（略） ニ　機構法第十条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務 ホ　（略）	2　（略） （区分経理等） **第十二条**　（略） 2　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。 一　（略） 二　基金勘定 イ～ハ　（略） （新規） ニ　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。